

議案第7号

指定重要文化財の指定について

次の文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

平成29年2月10日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青木克明

文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

種別	名称	数量	所在地地番及び所有者
有形文化財 (彫刻)	木造 地藏菩薩坐像	1 軀	大矢部5丁目49番 宗教法人 清雲寺 代表役員 武久 宗靖
有形文化財 (考古資料)	かろうと山古墳出土品	75 点	深田台95番 横須賀市

(提案理由)

文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、指定重要文化財として指定するため

(参照)

文化財保護条例抜粋

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、次に掲げるものをいう。

(1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。

(3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。

(4) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、海浜その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条第1号及び第2号の文化財を指定重要文化財として、同条第3号の文化財を指定重要民俗文化財として、同条第4号の文化財を指定史跡、指定名勝又は指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）として指定することができる。

2 前項の指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

平成 28 年度新指定重要文化財候補の概要

平成 29 年 2 月 6 日に開催された文化財専門審議会（委員長 小川裕久）において、次の 2 件の文化財が指定すべき重要文化財として答申されました。

1 有形文化財（彫刻）木造 地蔵菩薩坐像 1 軀

所在地 横須賀市大矢部 5 丁目 49 番

所有者 宗教法人 清雲寺

概要 地蔵とは本来インド古来の地神で、大地の徳の象徴としてこの名前があり、地獄からの救済を本願とする菩薩です。

その像容は、僧侶の姿で左手に宝珠、平安以降は右手に錫杖を持っています。本像は両手首を先が亡失していますが、手勢から判断して同様の形状をしていたと考えられます。像の目尻が上がり、頬が締っています。また、衣文が大きく垂れ下っている形などが宋元風であり、小柄ながら南北朝時代の作風を色濃く示している典型的な事例です。



2 有形文化財（考古） かるうと山古墳出土品 75 点

所在地 横須賀市深田台 95 番

所有者 横須賀市

概要 本資料は、平成 19 年度に横須賀市の史跡指定を受けた、横須賀市光の丘 2568 番地に所在する「かるうと山古墳」からの出土品です。かるうと山古墳は三浦半島で最後に築造された古墳である可能性が極めて高いと考えられています。

度重なる盗掘を受けたとされていますが、棺内に残されていた遺物からは装飾大刀を含む多数の金銅製品が副葬されていたことが判明しており、被葬者は極めて有力な首長であったことがわかります。副葬品のなかで特に注目されるのが金銅装鑿状鉄製品です。現在までのところ鑿(斧)状鉄製品は全国で 14 例確認されていますが、金銅製の装飾を有するのは本墳出土例のみとなっています。ほとんどが 6 世紀末葉～7 世紀中葉頃の墳墓から出土しており、その大半は西日本に分布しています。また、農具あるいは儀仗との見解とともに、渡来系集団との関係が指摘されているものです。これらを考えあわせると、本資料は 7 世紀前半代において西日本、さらには渡来系集団と密接な関係にあった有力首長が三浦半島最後の古墳の被葬者であった可能性を示しています。



